

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会サークル活動助成事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「士協会」という。）会員の健康保持増進及び趣味・教養の向上をはかり、会員相互の連帯を深めることを目的とする。

(事業内容)

第2 士協会は、会員で構成された体育及び文化活動を行うサークルに対し、活動費用の一部を助成するものとする。

(助成の要件)

第3 活動費用の助成対象となるサークルは、代表者を定め、かつ構成員数（会員）が原則として代表者を含め、5人以上とし、理事会に諮り、承認を得るものとする。

(助成金額)

第4 当該年度のサークル活動費用については、1サークルにつき4人以上の活動とし、年1人当たり1,000円程度を助成する。

(助成金の交付申請)

第5 この要綱による助成を受けようとするサークルは、様式1に定める「サークル活動助成金交付申請書」を会長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6 第5の申請を受けた会長は、理事会に報告するとともに助成金を交付するものとする。

(事業実績報告)

第7 助成金の交付を受けた代表者は、様式2に定める「サークル活動実績報告書」を会長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第8 会長は、不正に助成金の交付を受けたと認められた場合は、そのサークルの代表者に対し、交付した助成金の2倍の額の返還を命ずるものとする。

(助成金の限度額)

第9 助成金の交付は、年度予算の範囲でのみ行うものとし、申請順に交付した後、予算額に到達した時点で打ち切りとする。

附則

この要綱は、平成25年8月29日から施行する。